

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	25 件

兵庫国民年金 事案 1948

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から2年2月まで

私は、平成2年1月ごろに、国民年金の加入手続をA市役所で行い、その時に口座振替の手続も行い、翌月からは口座振替で保険料を納付した。それ以前の保険料については納付書を受け取り、同市役所、B銀行、C銀行のいずれかで、3回に分けて納付したのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年5月25日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の平成2年3月及び同年4月の国民年金保険料について、同月23日に納付していることが確認できる上、申立期間は12か月と短期間であり、上記払出時点では時効期限内であることから、申立人が、申立期間の国民年金保険料について、過年度納付を含めて納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人と同居の申立人の父母は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和54年1月から57年9月まで
③ 昭和58年1月
④ 昭和58年6月

私は、会社を辞めるごとに集金人にその旨を伝えて集金に来てほしいと依頼し、継続して国民年金保険料を納めていた。国民年金保険料はすべてその集金人を通して納付していた。昭和54年1月から57年9月までの期間については、A事業所（現在は、B社）でパート勤務していたが、その集金人が2か月に一回、給料日の翌日くらいに同社を訪問して集金してくれていた。

その後の期間については、私は、父親の病気のため病院で看病しており、知人に保険料納付の代行を依頼して同じ集金人により納付していた。会社を辞めるごとに集金人にその旨を伝えて、保険料の未納期間ができないよう努めていたので、納付記録が無いのはおかしい。よく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、前後の期間は保険料を納付済みであることから、当該期間についても納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、当該期間に係る昭和54年1月から57年9月までの期間について、A事業所でパートタイマーとして勤務しており、2か月に一回、給料日の翌日にバイクで同社に訪れていた集金人により現年度納付で保険料を納めていたと主張しているが、これを確認できる証言は

無く、当該期間は45か月と長期にわたっていることから、保険料を納付していたと考えるのは不自然である。

また、申立期間④については、オンライン記録によれば、申立人に係る昭和58年6月2日の被保険者資格喪失記録は60年2月25日に追加登録されており、当初、申立期間④を含む58年6月から59年8月までの期間は未納期間とされていたことが確認できるところ、C年金事務所によると、任意加入被保険者が保険料を長期間未納であれば、職権により被保険者資格を喪失させることができ、申立人においても、同様の処理が行われたものと考えられるとしており、当該処理により、結果的に申立人の58年7月から59年8月までの期間が未加入期間となり、58年6月（申立期間④）の1か月が未納期間として残ったと推認できるが、同年金事務所によると、仮に同月の保険料を納付していたとすれば、被保険者資格の喪失日は同年7月1日に設定するとしており、記録では、加入手続の翌日である同年6月2日に被保険者資格の喪失を設定していることから、申立期間④は当初から未納であったと推認できる。

さらに、申立人によれば、すべての申立期間において申立人の母親と一緒に保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる証言は無く、オンライン記録によると、申立人に係る保険料の納付記録とその母親の納付記録との間に連動性（類似性）は認められず、申立内容の信憑性^{びよう}はうかがえない。

加えて、申立期間②から④までにおいて、D市の国民年金被保険者名簿では、当該期間の保険料はいずれも未納とされており、同名簿の記載に不自然な点は見られない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和49年12月26日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月26日から同年12月26日まで

私は、A社を昭和49年12月25日付けで退職しており、同社の辞令からも同日付けで職を解くとの記述が確認できる。再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の辞令、雇用保険の被保険者記録及び企業年金連合会が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和49年10月26日とされているが、申立人の厚生年金基金加入員台帳における資格喪失日は、同年12月26日となっているところ、当該事業所及びA社企業年金基金によると、「申立期間当時、資格喪失届は複写式を使っていたと思われる。」と回答しており、当該事業所は、厚生年金基金に提出していたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年12月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和49年10月の上記厚生年金基金加入員台帳の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで
昭和63年10月4日から平成3年6月16日までの間、A社に継続して勤務しており、1か月間の空白に疑義がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立人が所持する普通預金通帳から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る処理は、基本的に16日付け、または1日付けで行われていることから平成2年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成2年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、当該事業所は平成20年2月*日に清算を完了しており、確認することはできないが、事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分

の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和42年3月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年3月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から43年9月までは2万6,000円、同年10月から44年8月までは2万8,000円、同年9月から45年9月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月6日から45年10月1日まで

私は、A事業所(現在は、B事業所)で昭和42年3月6日から45年9月30日まで勤務していたが、年金記録には、同事務所における厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB事業所から提出された労働者名簿により、申立人が同社に昭和42年3月6日に入社するとともに、45年9月30日に退社し、この期間(申立期間)において継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち、健保番号*番の同原票が欠落しているところ、当該原票に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、前後の番号に係る同資格取得日から判断すると、昭和41年10月11日から42年3月13日までの期間であると考えられ、申立人の入社日(同年3月6日)が、当該期間に当てはまる。当該原票が欠落していることについて、日本年金機構C事務センターは、「原因は不明である。」と回答しており、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時のA事業所の社会保険事務担当者が、「すべての従業員について、入社日に厚生年金保険被保険者資格を取得させ、退職日の翌日に

同資格を喪失させる手続を行っていた。」と証言している上、当該事業所に係る上記被保険者原票によると、昭和 39 年 7 月 21 日から 44 年 3 月 1 日までの期間において、同事業所で 20 人（申立人を除く。）の従業員が同資格を取得しており、そのうちの 18 人については、厚生年金保険被保険者資格取得日と自身が記憶している入社日が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 42 年 3 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人と同じ昭和 42 年 3 月に申立事業所に入社している元同僚に係る社会保険事務所の記録から、同年 3 月から同年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 43 年 9 月までは 2 万 6,000 円、同年 10 月から 44 年 8 月までは 2 万 8,000 円、同年 9 月から 45 年 9 月までは 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和21年10月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年9月16日に、資格喪失日に係る記録を25年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額をそれぞれ8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から③までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月15日から同年11月15日まで
② 昭和24年9月16日から同年10月1日まで
③ 昭和25年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和21年10月15日にA社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は同年11月15日となっており、年金記録が1月欠落している。

また、昭和24年9月と25年6月に転勤した際に、年金記録がそれぞれ1月欠落している。記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書により、申立人は昭和21年10月15日から64年1月2日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間①について、申立人が所持している昭和21年11月21日支給の給与明細書から、同年10月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

21年11月の社会保険出張所（当時）の記録及び同年10月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から210円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、上記在籍証明書のほか、申立人の雇用保険被保険者の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和24年9月16日に同社から同社B支店に異動及び25年6月1日に同社B支店から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和24年10月及び25年4月の社会保険事務所（当時）の記録からいずれも8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成元年10月から同年12月までは18万円、2年1月から同年3月までは17万円、同年10月から同年12月までは32万円、3年1月は28万円、同年2月から同年4月までは32万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、6年3月から7年3月まで並びに同年9月及び同年10月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が、当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から7年11月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、平成元年10月1日から7年11月1日までにおいて、厚生年金保険の標準報酬月額に誤りのある期間があるので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成元年10月から平成2年2月までの期間、同年10月から3年9月までの期間、6年3月から7年3月までの期間、同年9月及び同年10月の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち平成元年10

月から同年12月までは18万円、2年1月及び同年2月は17万円、同年10月から12月までは32万円、3年1月は28万円、同年2月から4月までは32万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、6年3月から7年3月まで、同年9月及び同年10月は24万円とすることが妥当である。

また、平成2年3月については、申立人は給与明細書を所持していないものの、申立人から提出された平成2年源泉徴収票により確認できる報酬額、社会保険料控除額、及び申立人から提出された2年の給与明細書（同年3月を除く。）により確認できる報酬額及び保険料控除額の合計額から推認できる同年3月の報酬額及び保険料控除額から、標準報酬月額が17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書及び源泉徴収票により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成2年4月から同年9月までの期間、3年10月から6年2月までの期間、7年4月から同年8月までの期間については、給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、昭和29年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日（29年4月1日）に係る記録を29年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②について、昭和35年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格喪失日（35年10月31日）に係る記録を35年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月1日から同年4月1日まで
② 昭和35年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金の加入記録に二つの欠落がある。

社員カードによると、転勤に伴う届出の間違いのようなので、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（①昭和29年3月1日に同社本店からC支店に異動、及び②昭和35年11月1日に同社D支店から同社E支店に異動）、申立期

間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和29年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

申立期間②の標準報酬月額については、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和35年10月の定時決定の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和35年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、同年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月31日から21年1月1日まで厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を21年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から21年4月5日まで

私は、昭和17年の5月か6月ごろA社に入社し、B課に配属され、19年3月から徴兵されたが、復員後の21年4月に事業所へあいさつに行き、退職届を提出したことを記憶しているが、厚生年金保険の記録が20年8月31日までしか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年8月31日から21年1月1日までの期間について、A社が保管する人事記録から、申立人が17年2月13日から20年12月31日まで同社に在籍していたことが確認できる。

また、C県が発行した軍歴証明書により、申立人は昭和19年3月12日から21年4月2日までの間について、陸軍に召集されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、20年8月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、上記のとおり、昭和19年3月12日から21年4月2日までの期間は陸軍に召集されていた期間であるため、当該期間のうち、人事記録において確認できる退社日までは被保険者としての資格が無かったとは考え難いことから、申立人は同日まで被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、退社日の翌日である昭和 21 年 1 月 1 日とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代で同職種の元従業員の記録から、80 円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 5 日までの期間について、申立人は、「復員後の 21 年 4 月に事業所へあいさつに行き、退職届を提出したことを記憶している。」と主張しているが、A 社が保管する人事記録によると、申立人は 20 年 12 月 31 日に退社していることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶する元同僚及び申立人と同時期に被保険者資格を取得している元従業員 24 人を把握し、聞き取りを行ったが、申立人が当該期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける具体的な証言は得られない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和39年8月1日から40年5月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年2月17日から41年1月1日まで
② 平成7年10月1日から9年1月1日まで

私は、昭和34年2月17日にA社に入社、平成7年9月30日に退職し、同年10月1日にB社に入社し、12年3月31日に退職するまで、それぞれ継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、両社で勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録はあるものの、給与明細書上の報酬月額に見合う標準報酬月額とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、昭和39年8月1日から40年5月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、38年8月の随時改定（月変）による2万8,000円となっている。

しかしながら、A社が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間の標準報酬月額は、3万6,000円と記録されていることが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が3万6,000円であることが確認できる。

さらに、上記の被保険者原票に当該期間の標準報酬月額が記録されているものの、オンライン記録に記録が無いことについて、日本年金機構は、「管轄のC社会保険事務所（当時）の登録漏れがあったと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、当該標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和34年2月17日から39年8月1日までの期間及び40年5月1日から41年1月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を超えている又は一致していると認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②について、申立人が所持する給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と一致していると認められることから、申立期間②については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①(昭和39年8月1日から40年5月1日までの期間を除く。)及び申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成2年4月から同年9月までを26万円、5年4月から同年9月までを32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から同年10月1日まで
② 平成5年4月1日から同年10月1日まで
③ 平成6年4月1日から同年10月1日まで
④ 平成11年7月1日から12年7月1日まで

A社は、家族経営で私以外は事業主の家族で運営されていた。申立期間①については、年金記録上、保険料が1万7,160円となっているが、賃金からは1万8,590円控除されており、申立期間②について、年金記録では、保険料控除額は2万1,750円となっているが、賃金からは2万3,200円控除されており、申立期間③について、年金記録では、保険料控除額は2万3,200円となっているが、賃金からは2万4,650円控除されている。

また、B社における申立期間④について、年金記録では、標準報酬月額は15万円となっているが、受け取り賃金は31万円であったので納得できない。記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲

内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成2年4月から同年9月までを26万円、5年4月から同年9月までを32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③及び申立期間④のうち平成11年7月から12年3月までの期間については、申立人が所持するA社及びB社の給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のうちいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間④のうち平成12年4月から同年6月までの期間については、申立人は給与明細書を所持していない上、B社は既に適用事業所ではなくなっており、元事業主は「会社は既に廃業し、当時の資料は保管しておらず、厚生年金保険に係る届出や保険料納付については不明である。」としていることから、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額を確認できない。

また、当該期間当時に、B社において厚生年金保険被保険者資格を有していたのは、事業主及びその妻以外は、申立人のみであったことから同僚に聞き取り調査を行うこともできない。

さらに、当該期間直前の平成11年7月から12年3月については、前述のとおり、申立人が所持する給与明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から8年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から8年7月まで
20歳になった当時、私か父が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付は、父がすべて行ってくれていたはずなのに、平成3年11月から8年7月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年ごろ、申立人又は申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、その父親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は10年2月16日に国民年金の記号番号で付番されていることが確認でき、申立人が主張する加入時期と相違する上、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の平成8年8月から9年3月までの国民年金保険料を10年9月4日に過年度納付していることが確認できることから、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できなかった期間である。

さらに、申立人及びその父親には、申立期間の国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶は無い上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から63年12月まで

昭和59年10月に、勤務していた事業所を退職し、父の後を継いで会社を経営した。事業開始と同時に国民年金に加入し、毎年一年分を一括して最寄りの郵便局で納付していた。事業主として毎年確定申告をしており、離婚後は私自身の収入で生活し、年金も毎年納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、平成3年3月に、昭和61年12月1日付けで申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が、さかのぼって処理されていることが確認でき、その時点までは、申立期間はすべて第3号被保険者期間として取り扱われていたことから、申立期間について申立人に対して、国民年金保険料の現年度納付書が発行されていたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人は、上記の第1号被保険者への種別変更の届出が行われたものと確認できる平成3年3月時点において、時効期限内で納付が可能な期間の国民年金保険料（元年1月から3年3月までの期間）を同年3月25日に一括して納付していることが確認できることから、当該時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は、口頭意見陳述において、申立期間の一部の国民年金保険料を納付するため、預金を引き出したことを示す資料として、預金通帳（写し）を提出しているが、上記内容を踏まえると、このことをもって直ちに申立期間の国民年金保険料の納付があったものとするのは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から55年4月まで

私の国民年金保険料については、以前、両親の保険料と一緒に納めていたと両親から聞いていたが、年金記録を確認したところ婚姻前の期間が未納とされている。

社会保険事務所(当時)の窓口で、年金手帳の資格取得日を訂正してもらったことがあるが、社会保険事務所は、納付記録が無いのに記録を訂正するとは考えられず、現在、未納とされている期間については、両親が国民年金保険料を納めてくれていたはずなので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月ごろに、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は*番台であるところ、A年金事務所によると、*番台は61年4月に第3号被保険者該当届が提出された国民年金被保険者に対して払い出された記号番号であることから、申立人の同手帳記号番号は61年4月ごろに払い出されたものであるとしており、申立人の主張する加入時期と相違する上、申立期間当時、申立人に対し別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人が所持する年金手帳の資格取得日の変更は、納付記録があったことに基づくものであると主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間は未納期間である上、申立期間に係る国民年金被保険者の資格記録の追加入力は、平成5年7月7日に行われていることが確認でき、申立期間当時は未加入期間となることから、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたとする申立人の両親は既に死亡しているため、申立期間に関する具体的な状況が確認できない。

加えて、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1953

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月

私は、両親から国民年金は国民の義務と教えられ、両親は、私が転職する度に年金のことを心配して何度もそのことを聞いていた。申立期間当時、転職期間がつかっていないことを理解しており、当時住んでいた住所地の市役所へ年金について尋ねたこともあった。当時の年収を考えると、保険料を払えないことは無かったはずなので、私の性格上、正しく手続きしていたと思う。

国民の義務として、国民年金保険料を払ったにもかかわらず、払っていないと判断されるのは残念だと思う。公正な判断の上、失われた1か月間を戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、住民票のあったA市によると、国民年金資格記録情報に申立人の申立期間の資格取得の記録は無い上、国民年金納付記録情報に当該月の保険料の納付記録は無い。

また、申立人は、平成10年7月にB社へ入社し、約2か月後に申立期間に係る国民年金の加入手続きを行ったことを記憶していると主張しているものの、オンライン記録によると、12年2月21日において、未加入期間国年適用勧奨の対象者として記録されていることが確認できることから、その時点まで、加入手続きは行われていなかったものと推認でき、申立人の主張と一致しない上、同記録には、当該勧奨後、加入手続きを行った際に表示される適用年月日の表示は無く、申立人が申立期間の加入手続きを行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であることから、

納付書の発行が行われているとは考え難く、申立人においても納付書の受領方法、具体的な納付の時期、場所及び保険料額などの記憶は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月及び同年 4 月

私は、昭和 62 年 3 月に勤務していた事業所を退職し、同年 5 月に結婚するまでの 2 か月間は母親が国民年金に加入しており、私も少しの間も空白があってはいけないと思っていたので、私が母親に国民年金の加入手続及び保険料納付を依頼していた。

ねんきん特別便で私の年金記録を確認したところ、昭和 62 年 3 月及び同年 4 月が国民年金に加入していないことが分かった。私は間違いなく母親に国民年金に加入するよう依頼していたのに、記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が勤務していた事業所を退職した昭和 62 年 3 月ごろに、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 6 月に申立人が国民年金第 3 号被保険者として加入したことにより払い出されたことが確認できるが、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間当時の状況を確認することができない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から54年3月まで

私は、昭和47年*月に20歳の誕生日を迎え、母親が国民年金の加入手続きをしてくれた。当時、私は実家で両親と同居しており、大学2年生で収入も無く、卒業後も54年3月分までは、母親が自分の保険料を納付する際に私の分も一緒に納付してくれていた。同年4月に私の銀行口座を開設したので、口座振替で納付することにしたが、それ以前の納付分が全部未納になっている。記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の母親が加入手続きを行った時期は、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、申立期間後の昭和54年4月26日又は同月27日ごろと推認でき、申立期間のうち、51年12月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記の加入手続きを行った時点で過年度納付が可能であった昭和52年度及び53年度の保険料について、申立人の加入手続き及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、さかのぼってまとめて大きな金額を納付した記憶は無いとしている上、申立期間に係る納付方法及び年金手帳の交付についての記憶が曖昧であり、申立人自身も直接関与していないため、当該期間に係る加入及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間について、申立人の母親がA市で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の上記の国民年金手帳記号番号は同市で払い出されており、同じ市町村内で同じ氏名の被保険者に対して複数の同手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

加えて、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1956

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から57年3月まで
年金手帳が来るまでの6年間は、A市の集金人が自宅に国民年金保険料の集金に来ていたが、その期間の年金記録が無い。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和56年12月2日に申立人の妹と連番で払い出されており、このころに初めて加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間のうち51年2月から54年3月までの期間については、時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記の加入手続を行った時点で過年度納付が可能であった昭和54年度及び55年度の保険料については、申立人の国民年金被保険者原票にその納付記録が無い上、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、当該時期に保険料をまとめて納付したとする記憶も無いことから、当該期間の保険料をさかのぼって納付したとは考え難い。

さらに、現年度納付が可能であった56年度の保険料についても、A市が保管する当該年度の国民年金収滞納一覧表で申立人及びその妹は共に保険料未納とされている。

加えて、A市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録によれば、申立人及びその妹は共に、昭和57年4月から口座振替により保険料の納付を開始していることが確認できる一方で、申立人の両親については、昭和56年度及び57年度の保険料を集金人により納付していることが認められ、57年4月以降の納付方法及び納付月日は申立人姉妹と異なっていることが確認できることから、申立期間において、申立人の保険料をその両親と共に納付していたとは

考え難い。

その上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行っていたとするその母親も、加入手続及び年金手帳の交付等に関する記憶が曖昧であり、具体的な状況が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から50年3月まで

私は、昭和44年から家業のA業に従事していたが、45年から国民年金保険料が給料から天引きされ、事業主である父親が私の保険料を自分の分と一緒に納付していた。62年に父親が亡くなったため、その後は家業を継いでA業を営んでおり、自営業者なので領収書等は保管していたが、平成7年の災害により事業所が全壊し、すべての書類が消失してしまった。申立期間の保険料を納付したことを証明するものは所持していないが、必ず払っているはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人及びその弟の国民年金の加入手続を行い、自身の分と併せて保険料と一緒に納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和50年12月23日に申立人の弟と連番で払い出されていることが確認でき、このころに加入手続を行ったものと推認できるところ、オンライン記録では、同年3月以前の期間において、その弟も申立人と同様に保険料が未納となっている上、同年4月から10月までの納付済み期間及び50年11月以降の付加保険料納付済み期間の記録についても、申立人とその弟は同様の記録になっており、連動性（類似性）が認められる。

また、B市の国民年金収滞納一覧表によると、昭和50年度に申立人、その弟及びその父親は4期に分けて保険料を納付していることが確認できるところ、申立人及びその弟は、第1期から第3期まで（昭和50年4月から同年12月まで）の保険料をすべて同年12月26日に納付しているのに対し、申立人の父親は、第1期（同年4月から同年6月まで）の保険料を同年4月23日に、

第2期（同年7月から同年9月まで）の保険料を同年7月25日に、第3期（同年10月から同年12月まで）の保険料を同年10月23日に納付しており、申立人、その弟及びその父親の納付日は異なっていることが確認できる上、第4期（51年1月から同年3月まで）の保険料については、申立人、その弟及びその父親共に同年1月23日に納付していることから、申立人及びその弟は、50年12月ごろに国民年金に加入して第1期から第3期までの保険料をさかのぼって一括納付し、第4期以降からは申立人の父親と一緒に納付したものと推認できる。

さらに、B市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人に係る昭和49年度以前の記録は存在せず、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間について、申立人の父親がB市C区で加入手続を行い、継続して保険料を納付していたと主張しているが、上記のとおり、申立人に対して同区において昭和50年12月に国民手帳記号番号が払い出されており、継続して保険料を納付する同一区内、及び同一氏名の被保険者に対して、新たに別の同手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

このほか、申立人及びその父親が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から61年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から61年3月まで

私は、親が年金を受給し喜んでおり、助け合いと思い、昭和52年3月ごろに自分で国民年金に加入し、保険料を納付してきた。翌年、A市の広報を見て、付加保険料の納付申出をしたにもかかわらず、付加保険料が納付されていないことにされている。年金手帳に付加記録を記入する欄が無いことが記録漏れの原因だと思うので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間は、定額保険料は納付済みと記録されていることが確認できるところ、付加保険料は定額保険料に併せて納付するよう取り扱われていることから、定額保険料の納付記録が適正に記録されているにもかかわらず、付加保険料の納付記録が98か月と長期にわたり欠落するとは考え難い。

また、国民年金被保険者台帳によると、昭和53年2月に付加保険料の納付申出を行ったとする記録は確認できない上、申立期間に係るA市の国民年金被保険者台帳の「付加」の欄は空白であることが確認でき、いずれも申立期間は定額保険料の納付済期間で一致しており、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から8年3月まで

私は、平成4年4月に大学に入学した。20歳になった5年*月には学生も国民年金に加入することが義務付けられていたため、私の母親が、A市から届いた案内に従い、国民年金保険料の免除を申請してくれた。母親が私に、「きちんと手続をしておいたから。」と言ってくれたのを覚えている。

また、私には、一歳上の同じ大学に通う姉がおり、その姉の在学中の年金記録は申請免除となっている。姉の手続も母親が行っているのに、私の記録だけ申立期間に申請免除の記録が無いのは納得できない。なお、私が母親に確認したところ、姉と同じように申請免除の手続を行ったと言っている。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人が20歳を迎えた平成5年*月ごろに、申立期間について国民年金保険料の申請免除手続を行ってくれたと主張しているが、当該期間に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは11年1月と記録されているところ、9年1月に導入された基礎年金番号制度により、8年4月に厚生年金保険被保険者として払い出された記号番号が申立人の国民年金の記号番号とされており、11年1月より前の期間については、申立人は国民年金被保険者として取り扱われていなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年3月まで

私は、昭和53年4月からA事業所に就職したが、その条件が2年間の寮生活だったため、寮の住み込みで働いていた。20歳になると事業所が国民年金の加入手続を行ってくれて、給料から天引きして保険料を納付してくれていた。私の夫は同事業所に半年遅れで就業したが、保険料の未納期間は無いのに、私の記録は申立期間が未納となっており、納付できない。そのころの寮生の年金納付状況を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、A事業所に同期就職した申立人を含む元従業員7人の同手帳記号番号は、昭和54年9月17日に連番で払い出されていることが確認でき、その払出時点において、申立期間の保険料は、過年度納付が可能であるが、そのいずれの従業員においても、同年4月以降の保険料は現年度納付されていることが確認できるものの、その前の20歳からの期間に係る保険料の過年度納付は確認できない上、申立人の先輩同僚二人も、20歳を過ぎた翌年度又は翌々年度に同手帳記号番号が払い出され、当該年度の保険料は現年度納付されていることが確認できるものの、その前の期間に係る保険料の過年度納付は確認できない。

また、申立人の夫は、申立人より半年遅れでA事業所に就職した元同僚で、申立人と同様に勤務期間中は給料から天引きで保険料を納付されていたとするものの、申立人の夫は、当該事業所に就職する前の昭和51年9月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、そのころに加入手続を行い、当初から付加年金に加入していることから、加入時期及び納付状況が申立人と異なる上、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、当該

事業所による給料からの天引き以外にまとめて納付していた記憶は無いとしていることから、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとは考え難い。

さらに、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年2月まで

私は、「ねんきん特別便」を見たところ、平成2年7月から3年2月までの期間が未加入期間となっていることが分かった。

申立期間の国民年金保険料については、母親が納付書で一括納付しており、申立期間の納付記録が無いということはおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できることから、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人の母親は、申立人及びその妹の国民年金保険料を20歳となった時から納付したと主張しており、オンライン記録によると、その妹は、制度改正により学生が強制適用となる平成3年4月以降に20歳に到達し、国民年金に強制加入していることが確認できることから、学生であった申立人が20歳に到達した申立期間当時は、学生は国民年金の任意加入の対象者であることから、申立人とその妹では国民年金の適用状況が異なる。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から50年3月まで

昭和44年*月に私が20歳になり、母親がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。これまでに受け取った年金手帳はその時に受け取った一冊だけである。母親から聞いた話によれば、当時、父親が早く亡くなったので家計が苦しかったため、集落の納付組織で保険料を納付していたが、私の保険料については、しばらく納付した後に免除にしてもらった。その間も母親は自身の保険料は納付していたが、その後、金銭的に余裕ができたため、50年3月ごろにB金融機関の口座からお金を引き出して、免除されていた期間の私の保険料をまとめて納めてくれたと聞いている。現在、その通帳等は所持しておらず、領収書も無く、金額も分からないが、納付書に現金を添えて納付していると思う。申立期間について保険料が未納となっていることに納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になったころ、母親が国民年金に加入してくれた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和50年6月13日に払い出されていることが確認でき、A市が保管する国民年金手帳払出簿においても、その払出日は同年5月23日とされている上、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、備考欄に「適用漏れ50.5.23」と記載されていることから、申立人は、このころに初めて加入手続を行ったものと推認でき、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、「免除されていた保険料をまとめて納付することができる」と教えてもらい、母親が申立期間の保険料をまとめて納付（追納）した。」と

主張しているが、申立人は、申立期間に係る国民年金手続及び保険料納付に直接関与しておらず、一括して納付したとする保険料金額についても不明としている上、A市の国民年金被保険者名簿、オンライン記録及び国民年金被保険者原票のいずれにおいても、申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたことは確認できず、当該期間を追納又は過年度納付したことも確認できない。

さらに、申立人は、その母親から受け取ったとする年金手帳一冊のみを所持しており、他の年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月及び同年8月

私は、引越しを繰り返し、保険料の振り込み証などの保管、管理について記憶が薄れており、申立期間の保険料納付を証明できるものは無い。

しかし、会社を退職してから約40日の未加入期間について、当時退職金もあったので、社会保険事務所（当時）から保険料の振り込み依頼があれば支払っており、支払わなければ送付される納付依頼も来なかった。

この年金問題が公にならないければ、保険料納付が継続しているものと思っていた。詳しく調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者としての記録及び保険料の納付記録は無く、A市が保管する国民年金記録においても申立人に係る記録は見当たらない。また、申立期間は基礎年金番号制度の導入（平成9年1月1日）前の期間であるため、国民年金の被保険者になれば、国民年金手帳記号番号が付番されるが、オンライン記録には、申立人に係る同手帳記号番号は見当たらず、申立人が所持する年金手帳においても、厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金の記号番号は記載されておらず、申立期間において、申立人が国民年金の被保険者として取り扱われていた記録は確認できないことから、当該期間は未加入期間であり、納付書が発行されることは無く、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人によると、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付については申立人の母親が行っていたとしているところ、その母親は、現在、高齢のため当該内容について供述を得られない上、申立人は直接関与していないため、当該期間に係る加入及び保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年8月まで

昭和36年当時、私たち夫婦は私の両親と同居しており、第1回目から国民年金保険料を母親と一緒に私たち夫婦も女性の集金人に納付していた。

年金受給のためA社会保険事務所(当時)へ相談に行き、年金記録を確認したところ、国民年金制度創設当初から納付した記録が無いことが分かった。

その時は、記録訂正を求めたにもかかわらず、取り合ってくれなかったため、そのままにしていたが、ねんきん特別便を見ても記録がおかしいままであったので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度創設当初から国民年金に加入し、同居していた申立人の母親、申立人及びその夫の国民年金保険料と一緒に、集金人に納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、その母親は、申立期間の保険料は納付済であることが確認できるものの、一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間は未納であることが確認できる。

また、申立人は、申立人の夫の就職に伴い、夫婦一緒に国民年金をやめると集金人に伝えたとしているところ、国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫は、昭和36年9月9日に国民年金被保険者資格を喪失しているが、申立人は、同年6月1日に資格喪失していることが確認できることから、申立期間のうち同年6月から同年8月までの3か月間は未加入期間と記録されており、当該期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、女性の集金人に毎月納付していたとしているところ、B市によると、申立期間当時は3か月に一回の期別による収納であったとしており、申立人の記憶と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、年金手帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 26 日から 40 年 7 月 20 日まで

私は、昭和 39 年 2 月 25 日から 40 年 7 月 20 日まで A 事業所（現在は、B 社が承継）に在籍し、C 職として勤務していた。

在籍中に参加した社員旅行の写真もあるのに、年金記録によると、A 事業所における厚生年金保険の加入記録が、昭和 39 年 2 月 25 日のたった 1 日しかないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び社員旅行の写真から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時、A 事業所に在籍していたことは推認できる。

しかし、申立人を記憶している元同僚は、「私は、入社して約 3 か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

また、オンライン記録によると、「昭和 39 年 9 月 17 日付けの社員旅行の写真に、自分が写っている。」と証言している元従業員の厚生年金保険被保険者資格取得日は 40 年 2 月 1 日であることが確認できる上、「出産のために 39 年 10 月ごろに退職した。」と証言する別の元従業員の厚生年金保険被保険者記録は 40 年 1 月 30 日まで継続していることが確認できるなど、申立期間当時、当該事業所は、厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失の業務を入退社に合わせて行っていなかったことがうかがえる。

さらに、B 社は、「申立期間当時の関連資料は無く、社会保険事務を担当していた従業員も既に退職しており詳細について確認することが困難であり、申立人の給与から保険料を控除していたかどうかは不明である。」と回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで

A社(後に、B社)がパートタイマーを全員解雇して、C社に業務を委託することになり、パートタイマーの責任者としてA社に勤務することになった。移籍時に厚生年金保険及び雇用保険も会社間で移行すると聞いていたが、移籍先のC社の厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、移籍前に勤めていたA社の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事記録から、申立人が、平成 3 年 12 月 2 日から 9 年 3 月 31 日までA社に勤務していたことは確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は平成 4 年 10 月 1 日に被保険者区分を「短時間」として資格を取得し、5 年 12 月 1 日からは同区分を「一般」に変更して 9 年 3 月 31 日までの被保険者記録が確認できる。

しかしながら、B社が保管する、申立人に係る社会保険基本情報によると、健康保険及び厚生年金保険は未加入(理由、加入資格無)となっている上、A社が加入するD県F健康保険組合も、申立期間に申立人の氏名は確認できないと回答している。

さらに、A社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員 48 人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、16 人から回答を得たものの、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない上、オンライン記録においても、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる

事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和 54 年 4 月から国民年金保険料の納付を開始し、申立期間を含む平成 9 年 3 月までの同保険料を納付しており、申立事業所から移籍したとする C 社に係る厚生年金保険の資格取得までの間の保険料を納付している上、同年 4 月の国民年金保険料については、厚生年金保険加入のための還付を受けていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで

私の年金手帳には、昭和 47 年 12 月から 48 年 9 月末までの期間、A 事業部に勤務していたことが記載されているのに、年金記録では、当該期間が厚生年金保険の加入期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所の名称を正確に記憶していないが、申立人の供述内容等から、申立人は、B 社 C 支社に係る D 市内の会社で E 職として勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない上、オンライン記録により B 社 C 支社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員の二人は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間における同社での厚生年金保険の加入状況が確認できない。

また、B 社 C 支社における厚生年金保険被保険者のうち、申立人と同様に D 市内で E 職に従事していた元従業員の 4 人は、「自身が記憶している在籍期間よりもオンライン記録における厚生年金保険被保険者期間が短い。」と証言している上、4 人のうち 2 人は共に、「入社後 2 年間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言していることを踏まえると、同社では、営業職の従業員について、入社当初は厚生年金保険に加入させないなど、必ずしもすべての在職期間について厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B 社 C 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金被保険者記録が欠落したことをうかがわせる不自然な点は見当たらない。

なお、申立人の年金手帳によると、申立人の供述どおり、申立期間において、申立てに係る事業所を示すとみられる「A事業部」に勤務していた旨が記載されていることが確認できるが、当該年金手帳は、その様式から昭和 49 年 11 月以降に発行されたものであることから、当該記載は、申立期間当時に申立てに係る事業所が行ったものとは認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 21 日から同年 6 月 1 日まで

平成 7 年 4 月 1 日から 10 年 2 月 14 日まで、A 事業所に継続して勤務し、A 事業所の社長の指示で A 事業所 B 店（適用事業所名は、C 事業所）から A 事業所 D 店（適用事業所名は、E 事業所）に異動し、厚生年金の保険料も給与から控除されていたにもかかわらず、8 年 4 月 21 日から同年 6 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が空白である。社長は、A 事業所 5 店舗の人事及び従業員の給与を決定していた。申立期間に係る給与明細書を添付するので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持している平成 8 年 3 月から同年 6 月までの給与明細書から、申立人が申立期間において E 事業所に勤務していたことが確認できる。

また、E 事業所の事業主は、「同事業所の給与は、当月 20 日締め 25 日払いであった。」と回答しているところ、上記給与明細書により、厚生年金保険料の控除が確認できることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、E 事業所は平成 8 年 6 月 1 日に任意包括適用事業所として厚生年金保険の適用を受けていることが確認できるところ、申立人、E 事業所の事業主及び元同僚の一人は、「当該事業所が事業を開始した当時の従業員数は、事業主を除き 3 人だった。」とそれぞれ回答しており、当該事業所の厚生年金保険の新規適用以前の申立期間については、従業員数が 5 人未満であったと認められることから、「厚生年金特例法の対象となる未適用事業所」には該当せず、「厚生年金保険法の規定による強制適用事

業所に該当しない非適用事業所」と認められ、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用を受ける必要のない事業所であったと考えられる。

さらに、A事業所の事業主は、「C事業所とE事業所はそれぞれの店舗で独立した経営を行っていた。雇用保険と厚生年金の保険料は同時に給与から控除していたので、申立期間において、E事業所で雇用保険記録が確認できるのであれば、同事業所で申立人を雇用し、給与を支払っていたはずである。」と回答している上、E事業所の元同僚の一人は、「私は平成8年4月に入社したが、厚生年金保険の記録は、平成8年6月1日からしか確認できない。」と回答している。

以上のことから判断すると、申立人の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除については、本来控除されるべきではない保険料が誤って控除されていたものと考えられる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 9 月 15 日から 55 年 5 月 1 日まで
② 昭和 57 年 9 月 21 日から 58 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 7 月から平成 6 年 1 月まで申立てに係る事業所で継続して営業の仕事をしていたのに、年金記録に 2 か所の欠落がある。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「昭和 45 年 7 月から平成 6 年 1 月まで申立てに係る事業所で継続して営業の仕事をしていた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①直前の昭和 45 年 7 月 6 日から 49 年 9 月 15 日までの期間、申立期間①直後の 55 年 5 月 1 日から 57 年 9 月 21 日までの期間、及び申立期間②直後の 58 年 6 月 1 日から平成 6 年 1 月 19 日までの期間、それぞれ申立てに係る事業所において厚生年金保険被保険者期間であったことが確認できるが、申立人の供述、元従業員の証言及び商業登記簿謄本等により、申立人に係るオンライン記録において確認できる申立期間①直前の申立てに係る事業所（以下「A社」という。）と申立期間①及び②のそれぞれ直後の申立てに係る事業所（以下「B社」という。）は異なる事業所であることが確認できる。

2 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は、昭和 49 年 9 月 15 日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、元同僚の一人が保管するA社に係る「破産宣告通知書」によると、同月*日にC地方裁判所がA社に対し破産宣告したことが確認できる上、A社の当時の総務部長によると、「A社は 49 年 9 月に自己破産を申し立て閉鎖した。申立人が勤務していたD市の事業所は、借地だったため、

破産宣告を受けてすぐに明け渡したので、申立人は、同月に退職しており、それ以降、給与は出ておらず、保険料は控除していない。」と証言している。

また、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日（昭和49年9月15日）に資格を喪失している31人のうち、所在が確認できた24人に照会したところ、回答のあった16人全員が「記憶している退職時期と年金記録は一致しており、会社の倒産に伴い退職した。」旨回答している上、複数の元同僚が「申立人も同時期に退職した。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日の昭和49年9月14日に離職し、当該離職に伴い求職者給付等が行われたこと示す番号の発番が確認できる上、申立期間①中の同年11月26日に、E社において、雇用保険の被保険者資格を取得し、50年1月14日に離職していることが確認できる。

一方、申立期間①のうち、昭和53年12月1日から55年5月1日までのについては、雇用保険の被保険者記録により、申立人は当該期間にB社で勤務していたことが確認できるものの、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは55年5月1日であり、当該期間は、B社が適用事業所となる前の期間である。

また、申立人は、「申立期間①当時のB社の従業員数は4人から5人程度であった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日に、申立人を含め5人の被保険者が資格を取得していることが確認できるものの、整理番号5番で被保険者資格を取得した者は、同社で資格を取得するまでは、A社及びB社とは別の事業所の被保険者であったことが確認できることから、申立期間①について、B社は厚生年金保険の適用事業所となるべき要件である従業員数（常時5人以上）を満たしていなかった可能性がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、B社の代表取締役も、申立人と同様、B社で昭和55年5月1日に資格を取得していることが確認できる上、A社に係る被保険者資格の喪失日からB社に係る被保険者資格の取得日までの期間、厚生年金保険被保険者記録は無い。

3 申立期間②については、B社の複数の元従業員によると、「申立人は一度、退職していたが、再入社してきた。」と証言している。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和57年9月20日離職し、58年6月1日に再度資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する上、当該離職に伴い求職者給付等が行われたことを示す番号の発番が確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、B社は平成13年4月*日に解散しており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②当時

の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、申立期間②にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する8人のうち、所在が確認できた6人に照会したものの、回答のあった4人から、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入を裏付ける証言等は得られない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における、申立人の資格喪失日（昭和57年9月21日）の記載は、オンライン記録と一致する上、申立人に係る備考欄には健康保険証が返納されたことを表す記載が確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 13 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 29 年 5 月 15 日から同年 7 月 20 日まで
③ 昭和 30 年 2 月 10 日から同年 4 月 30 日まで

私は、昭和 29 年 3 月 13 日から A 事業所で勤務していたのに、当該事業所における年金記録は同年 5 月 1 日から 30 年 1 月 30 日までの期間となっている（申立期間①）。

また、昭和 29 年 5 月 15 日から同年 7 月 20 日までの期間については、A 事業所に在籍するとともに、B 社（現在は、C 社）D 工場においても勤務していたにもかかわらず、同社における年金記録が無い（申立期間②）。

さらに、昭和 30 年 2 月 10 日から同年 4 月 30 日まで、E 社で勤務していた期間の年金記録も無い。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 事業所の元取締役及び元従業員から、申立人が当該期間において当該事業所で勤務していたとする証言は得られない。

また、オンライン記録によると、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 29 年 5 月 1 日（新規適用日）であり、申立期間①は、当該事業所が適用事業所となる前の期間であることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び上記取締役を含む 13 人が、一斉に当該新規適用日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、「A 事業所の新規適用日より前から当該事業所で勤務していた。」と回答している上記の元取締役及び元従業員 3 人からは、厚生年金保険被保険

者資格を取得した新規適用日より前から保険料を控除されていたとする証言は得られない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「当該期間は、A事業所における厚生年金保険被保険者期間（昭和29年5月1日から30年1月30日まで）に含まれているが、B社D工場においても、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立期間②と一部重複する昭和29年7月9日から同年9月9日までの2か月間の、申立人のB社D工場における厚生年金保険被保険者記録が、既に平成8年4月20日にA事業所における記録と統合されていることが確認できる。

また、申立期間②のうち、上記の統合された被保険者期間を除く、昭和29年5月15日から同年7月9日までの期間については、C社は、「当時の状況は、資料が残っておらず不明である。」と回答しており、申立人が当該期間においてB社D工場に在籍していたことが確認できない。

- 3 申立期間③については、E社は既に解散している上、同社の元事業主も既に死亡しており、また、元同僚の一人は、「同社には、昭和30年7月に入社した。申立人も同時期に入社してきた。」と証言しており、他の複数の元従業員からも、申立人が当該期間において同社で勤務していたことの証言を得ることができない。

また、オンライン記録によると、上記の元同僚は、申立人と同じく昭和30年7月1日にE社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
申立期間において、A社に2年くらい勤めていたという記憶がある。

勤めていたことは確かだが、50年前の話になるので、当時の資料は何も残っていないし、B駅構内に勤めに行ったという記憶しか無い。当時の元同僚の一人の連絡先が分かったので調査の上、厚生年金保険被保険者記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同社に入社した時に既に同種の業務に就いていたと記憶する元同僚4人のうち、一人の被保険者記録は確認できるものの、他の3人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから、事業主は、申立期間当時、すべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員36人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、18人から回答を得たものの、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

さらに、A社は、「50年以上前の内容であり、当時を知る者も無く、当時の資料も残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、整理番号に欠番は無く、申立人の記録

の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から28年9月1日まで

私は、申立期間当時、A社でB職として勤務した。夜間に仕事をするので18時ごろから翌朝6時までの勤務だったと思うが、日勤もあったと思う。

B職は12人から13人ぐらい在籍していたと思う。55年も前のことであり、保険料控除等については覚えていないが、申立期間の記録が抜けているのは納得できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和27年10月1日から28年9月1日までA社（現在は、C社）で継続して勤務した。」と主張しているところ、申立期間当時、同社において被保険者資格を有する元従業員一人が、「期間は分からないが、申立人はB職として勤務していた。」と証言している上、申立人が記憶する元同僚は、「申立期間当時、申立人が記憶する住所に住んでいた。」と供述していることなどから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社の現在の担当者は、「当社は、経営者が変わったり、所在地の移転を繰り返していることもあり、申立期間当時の資料は全く残っておらず、一切分からない。」と回答している上、元従業員が証言する申立期間当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について確認できない。

また、申立期間当時、A社において被保険者資格を有する従業員のうち、連絡先の判明した5人に聞き取り調査を行ったものの、5人全員が、「申立期間当時の同社における社会保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和27年4月2日から28年10月1日までの期間に150人が被保険者資格を取得しているが、申立人の氏名は無い上、健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 1 日から 17 年 5 月 1 日まで
② 平成 18 年 4 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

年金記録によると、A社の入社当初の5か月間(申立期間①)及びB社(現在は、C社)の入社当初の6か月間(申立期間②)の厚生年金保険被保険者記録が無いが、給与明細書に、勤務日数及び勤務時間が記載されており、これらの期間においても勤務していたことが明白なので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が提出した賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、事業主は、申立人が平成 17 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨を届け出ていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、申立人が所持している給与明細書及びA社が提出した賃金台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除されていなかったことが確認できる。

2 申立期間②については、C社の担当者が、「申立人は、平成 18 年 4 月 21 日から就労していたが、同年 6 月から休業し、同年 8 月から再入社した。」と証言していること、同社が提出した賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間②のうち、同年 6 月及び同年 7 月を除いた期間は、当該事業所において勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、事業主は、申立人が平成18年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨を届け出ていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、申立人が所持している給与明細書及びA社が提出した賃金台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除されていなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 3 日から 42 年 4 月 6 日まで

私は、知人の紹介により、A社でアルバイトとして2年間勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社における業務内容並びに元事業主及び複数の元同僚の氏名を記憶していること、申立期間の一部の期間において、同社（及び社員寮）の所在地に居住していたことが確認できることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人を記憶している唯一の元同僚は、「申立人は、A社の下請業者であるB事業所の従業員の一員として仕事をしていた。申立人がA社の寮に住み込んでいたのは、寮に空きがあったからで、同社の社員であったわけではない。」と証言している上、同社の元代表取締役及び元取締役は、「B事業所が下請業者として出入りしていたことは記憶しているが、申立人を記憶していない。」と証言していることから判断すると、申立人は、A社の社員では無かったと考えられる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名の記載は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 2 月ごろから 30 年 8 月 1 日まで
② 昭和 30 年 8 月 12 日から 36 年 4 月 1 日まで

昭和 28 年 2 月ごろから 36 年 4 月 1 日まで、A 市にあった B 社で仕事をし
て寄宿舎に住み込んで勤務した期間の年金記録が、30 年 8 月 1 日から同月
12 日までの 1 か月しか確認できない。以前に、生年月日を 11 年 8 月 11 日
と誤って登録されていたことがあったので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社の複数の元同僚の証言により、申立人は、昭和
28 年 5 月ごろから 33 年 10 月ごろまで同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社の事業主は、「私は、昭和 24 年 3 月 31 日から同事業所
で勤務した。当時は試用期間もあった。」と供述している上、同社に係る健康
保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において同
年 9 月 3 日から 29 年 8 月 13 日まで厚生年金保険被保険者記録が確認できる元
同僚の一人は、当時の従業員数を 30 人と回答しているところ、厚生年金保険
被保険者数は、最大で 14 人であることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和 30 年 8 月 1 日に
厚生年金保険被保険者資格を取得している者が 45 人確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、B 社では、必ずしもすべての
従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、従業員の中
には同保険に加入していなかった者が相当数存在していたことがうかがえる
上、加入させたとしても多くの従業員について一時期にまとめて加入させてい
たことがうかがえる。

申立期間②については、B 社に係る被保険者名簿において、昭和 30 年 8 月

1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している45人のうち、申立人を含む8人が同月に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間当時の給与計算事務担当者は既に死亡している上、B社の事業主は、「昭和38年の災害のため、当時の書類は流失した上、47年に事業所を閉鎖し、建物を取り壊したため関係書類は保存されておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。」と回答している。

さらに、申立期間①及び②について、B社に係る被保険者名簿において不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月ごろから 10 年 10 月ごろまで
私は、平成 8 年 3 月ごろから 10 年 10 月ごろまで A 社に勤めていたが、この期間の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 8 年 3 月ごろから 10 年 10 月ごろまで、A 社に勤務していた。」と供述しているところ、同社の元従業員の一人が、「平成 9 年ごろに、申立人が同社に出入りするのを見たことがある。」と証言しているものの、ほかに申立期間における申立人の在籍に係る元従業員の証言は無い上、同社は既に倒産しており、同社関係者からの聴取もできない。

また、申立人の雇用保険被保険者記録によると、昭和 45 年 4 月 10 日から同月 15 日までの期間及び 47 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間については、同社における被保険者記録が確認できるものの、申立期間については被保険者記録が確認できず、申立人が申立期間において A 社で勤務していたことは確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A 社は昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となると共に、同年 12 月 1 日に厚生年金基金に加入しており、同社において申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録がある 23 人全員が同基金に加入しているが、申立人の申立期間に係る同基金の加入記録は確認できない。

加えて、オンライン記録及び B 市の記録によると、申立人は、昭和 49 年 5 月から平成 11 年 2 月までの期間は国民年金に加入し、昭和 60 年 12 月 13 日から平成 16 年 10 月 7 日までの期間は国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月11日から28年4月30日まで
私は、昭和26年11月にA社に入社し勤務していたが、約1年半足らずで病気にかかり退職した。その際、会社に退職届は提出しておらず、自然退職になっているはずであり資格を喪失した日も定かではないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間に申立人の在籍は確認できない。」と回答しており、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、事業主は、申立人の同被保険者資格の喪失日を昭和27年4月11日と届け出ていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）においても上記の資格喪失届と同じ記録が確認できる上、当該旧台帳や被保険者名簿に不自然な点は見当たらない。

さらに、上記の被保険者名簿により所在の確認できた5人に当時の勤務状況について確認したところ、3人から回答を得たが、そのうちの二人は申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料控除について確認できる証言や証拠は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 12 月 14 日から 22 年 3 月 10 日まで

私は、父の友人であったA事業所の代表者の推薦で、同事業所B課へ就職し、昭和 20 年 11 月から、23 年に同事業所が解散するまで勤務した。

途中で退職したことは無く、申立期間についても私が同事業所に勤務していたことを、当時の同僚が証明してくれているので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 20 年 11 月から 23 年にA事業所が解散するまでの間、同事業所B課で勤務していた。」と主張しており、申立人が申立期間当時に同課勤務であったことを記憶している旨を記載した元同僚による確認書を提出している。

しかしながら、C事業所では、「申立人の履歴書と労働者名簿（昭和 20 年 11 月 10 日の雇入日のみ記載されており、退職日及び異動履歴等の記載が無い。）しか保管しておらず、申立人に係る人事記録等は不明である。」と回答している上、元従業員 3 人が、「申立人がA事業所に勤務していたことを覚えているが、申立期間に勤務していたことについて、具体的な記憶は無い。」と証言していることから、申立人が同事業所で勤務していたことは確認できるものの、申立期間において継続して勤務していたことについては確認できない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人及び申立人が記憶する元同僚は、いずれも、昭和 21 年 12 月 14 日に同事業所に係る被保険者資格を喪失後、22 年 3 月 10 日に同資格を再取得していることが確認でき、申立期間に係る被保険者記録が見当たらない上、申立人及び当該元同僚の再取得時の厚生年金保険記号番号は、

喪失前の同番号ではなく、新しい同番号が連番で払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「当該元同僚も、私同様、労働組合活動をしていた。」と供述しており、労働組合活動をしていた別の元同僚の一人も、「申立人は、労働組合活動をしていたので、一時的に、組合活動のために、職場を離れていた可能性があるのではないか。」と証言している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認しても、A事業所に係る被保険者記録は、被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 4 日から 44 年 1 月 14 日まで
A 社 (B 店) で昭和 43 年から勤務していたことに間違い無い。
調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚は、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間について具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、上記元同僚は、「私の A 社での厚生年金保険被保険者記録に約 6 か月間の空白がある。当時、試用期間があり厚生年金保険に加入していない。」「私の厚生年金保険被保険者記録は約 1 年間欠落している。当時は従業員の出入りが激しく、すぐに辞めてしまう人もいたので、入社後すぐに同保険に加入していないのだと思う。」旨、それぞれ回答しており、申立期間当時、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A 社は、「申立期間当時から現在まで継続して在籍している者はおらず、当時の書類も無く、顧問の社会保険労務士も変わってしまったので、申立人については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の当該事業所に係る雇用保険被保険者記録は、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 26 日から 42 年 3 月 25 日まで

私は、昭和 40 年 2 月から 60 年 4 月までの間、A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していた。40 年 10 月に結婚したが、その時、健康保険証があったことを記憶しており、妻が妊娠した 41 年 4 月から 6 月ごろには、C 医療機関に通院する時、妻が健康保険証を使用していたことを記憶している。厚生年金保険の記録が抜けているのはおかしいので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 40 年 2 月から 60 年 4 月までの間、A 社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社の現在の事業主は、「当社は、私が事業を引き継いでから、業務形態を変更し、社名を B 社に変更した。A 社時代の書類は全く残っておらず、A 社当時から勤務していた社員は平成 13 年ごろに全員解雇し、申立期間当時のことを知る者は誰もいないので、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立期間当時に A 社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 10 人に照会したところ、回答のあった 9 人のうち 4 人が「申立人のことを覚えている。」と証言しており、このうち 2 人は「申立人と同じグループで働いていた。」と証言しているものの、申立人の勤務期間に関する証言が得られない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は昭和 42 年 3 月 26 日に A 社において雇用保険の被保険者資格を取得し、60 年 4 月 25 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する。

加えて、申立人は、「申立期間中の昭和41年4月から6月に、妻がC医療機関に通院する時、健康保険証を使用した。」と主張しているものの、C医療機関では「当時の診療記録は残っていない。」としており、当時使用した健康保険証の状況について確認することができないが、オンライン記録によると、申立期間のうち40年10月29日から41年1月1日までの期間、及び同年3月1日から同年9月1日までの期間は、申立人の妻自身が、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる上、申立人の妻に係る同被保険者原票によると、41年6月24日から同年7月10日までの期間及び同年7月18日から同年8月31日までの期間について、傷病手当金が支給されていたことが確認でき、申立人の妻は自身の健康保険証で診療を受けた可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 5 月から 57 年 3 月までの期間、A 団体 B 事業所で働いたが、その期間の厚生年金保険の記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 団体 B 事業所における集合写真、申立人が勤務している様子を写した写真及び元同僚二人の証言から判断すると、申立人が申立期間において、同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 団体人事課は、「当時の臨時職員のリストに申立人の名前が無いので、申立人は当団体の臨時職員ではなく、B 事業所が独自に雇用したアルバイト職員である可能性が高い。」と回答している上、申立人が、一緒に受付業務を担当していたとする元同僚及び給与計算事務を担当していたとする元同僚は、いずれも既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除について証言が得られない。

また、申立人は、A 団体 B 事業所に採用された経緯について、「知人の紹介により、同事業所に採用され、私は日々雇用の身分であった。」と供述しているところ、厚生年金保険被保険者の記録がある元同僚二人はいずれも、「私は、A 団体の採用試験を受けて、1 年間の期間雇用の臨時職員として、同事業所に配属された。」と証言しており、申立人とは採用方法・雇用形態が異なっていたことがうかがえる。

さらに、A 団体 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月ごろから27年4月ごろまで

私は、A社に昭和26年4月ごろから27年4月ごろまで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社の元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び経理担当の元従業員も既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和22年11月1日に同社が厚生年金保険の適用事業所となってから申立期間までに被保険者資格を取得している元従業員32人のうち、連絡先が判明した7人に照会したところ、4人から回答があり、うち一人から申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等は分からないとしており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言は得られない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、申立人が記憶する元従業員二人の氏名も確認できず、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 11 月 26 日まで
A市に住所を移し、B社でしばらく世話になった後、すぐにC社で働いた。会社が昭和 43 年 6 月に倒産したがその後も残務作業などで働いた。年金記録が無いのは納得できないので訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 11 月 26 日までC社に継続して勤務した。」と主張しているところ、同社の元事業主及び複数の元従業員が「43 年 6 月に会社が倒産するまで、申立人はD部門で勤務していた。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社は、既に解散している上、同社の元事業主によると、「会社は倒産し、申立人に係る記録は一切残っておらず、当時、社会保険事務手続を行っていた父親も既に死亡しているため、厚生年金保険の届出や保険料の納付状況については不明である。」と回答している上、申立人が同社の倒産時に会社の整理の事務を行っていたと記憶する元事業主の姉は、「会社の整理事務を手伝っていたが、社会保険手続については全く関与しておらず、厚生年金保険に関する当時の事情については分からない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について確認できない。

また、上記の元事業主は、「社会保険に入りたくないとする従業員がいたと思う。申立人については分からないが、本人の意思で社会保険に入りたくないと言う者については、加入させないことはあったと思う。」と供述している。

さらに、申立期間に係る申立人の雇用保険の記録も見当たらない上、申立人は、申立期間の始期である昭和 42 年 5 月 1 日に国民年金の被保険者資格(強

制加入)を取得し、申立期間に係る国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、申立期間において健康保険番号に欠番は無く、申立人に関する記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで
② 平成 7 年 2 月ごろから同年 9 月ごろまで

私は、申立期間①についてはA社B支店で勤務し、申立期間②についてはC社（現在は、D社）で勤務しており、どちらも厚生年金保険に加入したはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B支店で勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所であることは確認できない上、類似する名称の適用事業所も見当たらない。

また、所在地を管轄する法務局においてもB社やこれに類似する法人の商業登記簿は見当たらず、申立期間①に係る雇用保険の記録も確認できない。

さらに、申立人は、「申立事業所は、所長と私の二人だけの事務所であった。」と供述しているところ、厚生年金保険法では、当時は、常時5人以上の従業員を使用する事業所等が同法の強制適用事業所として取り扱われており、申立事業所は同法の強制適用要件を満たしていなかったことから、厚生年金保険の適用を受けなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「C社E支部で1日8時間、1週のうち

主に土曜日、日曜日の2日間勤務していた。」と主張している。

しかし、D社の事業主は、「平成9年以前の書類は保存していないので、申立人の在籍期間や社会保険への加入については不明であるが、週2日勤務の従業員を厚生年金保険に加入させることは無かった。」と回答している上、厚生年金保険法による被保険者資格取得の取扱いについては、昭和55年6月6日付けの厚生省保険局課長等による通達により、「1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び1月の所定労働日数の概ね4分の3以上である就労者においては原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うもの。」とされ、この基準に基づいて事務処理がなされてきたところであり、申立人の1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数は、当該基準を満たしていなかったことから、当該事業所において厚生年金保険被保険者として取り扱われなかった可能性もうかがえる。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない上、申立期間②に係る雇用保険の記録も確認できない。

さらに、申立期間当時、申立人は第3号被保険者として国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 30 日から 4 年 1 月 1 日まで

私は、A社の月給制の正社員だったので、平成3年12月末日までは厚生年金保険の被保険者資格があり、翌年1月1日が本来の資格喪失日である。訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において、平成3年12月末日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る社告によると、「12月29日付けで依願解雇する。」との記載があり、事業主は、申立人の退職に係る手続を同日付けで行っていることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者記録は雇用保険被保険者記録と一致している。

また、A社が保管する申立人に係る賃金台帳によると、申立人の平成3年12月分の給与からは、厚生年金保険料の控除は無かったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 9 月 1 日に A 社に入社したが、厚生年金保険の記録によると、同年 12 月 1 日に資格を取得したことになる。健康保険も同年 9 月 1 日から入っていたと思う。調査して、年金記録を回復させていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 56 年 9 月 1 日に A 社に入社し、厚生年金保険に加入した。」と主張している。

しかしながら、申立人と同じ昭和 56 年 12 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した元従業員 19 人に照会したところ、12 人から回答があり、このうち 6 人が、自らの入社日を同年 9 月と回答しており、このうち 3 人は、「3 か月間の試用期間があり、この間は厚生年金保険に加入できないと聞いていた。そのことは入社した時に会社から説明があった。」等それぞれ回答している。

また、後継事業所である B 社は、「A 社には 3 か月間の試用期間があった。試用期間には、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、C 公共職業安定所によると、申立人は、昭和 56 年 12 月 1 日に雇用保険に加入していることが確認でき、厚生年金保険の資格取得日と一致する。

加えて、健康保険については、A 社の健康保険組合の後継組合によると、「資料の保存期間は 3 年間であり、申立人に係る資料は保存していない。」と回答しており、申立人の健康保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2407

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 1 日から 59 年 9 月 30 日まで
A社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、申立人はA社において昭和 58 年 7 月 1 日から 59 年 5 月 10 日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間に、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元同僚及び当該事業所の後継会社であるB社(C社)が同保険の適用事業所となった昭和 59 年 5 月 10 日において同被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員の合計 29 人に照会したところ、16 人から回答があり、そのうちの複数の元同僚は、「私もA社で勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録に空白がある。」「社名が変更になる前(59年5月*日)、会社は一部の従業員については、厚生年金保険を掛けていなかった。」とそれぞれ証言しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間始期後の 57 年 9 月 1 日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は確認できない。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社は昭和 59 年 5 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同記録により当時の代表者を把握し申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について照会したものの、回答を得ることはできない。

さらに、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険整理番号に欠番はなく、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、A社は、昭和58年11月1日からD厚生年金基金（現在は、E企業年金基金）に加入しているところ、同基金に申立人の厚生年金基金の加入について照会したものの、「申立人の記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から同年 10 月 16 日まで

昭和 50 年 6 月 1 日から A 事業所で B 職（臨時職員）として採用され、同年 10 月 16 日に本採用されるまでの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。しかしながら、48 年に同事業所に B 職として採用された私と同年齢の同僚は、同事業所ではなく、C 事業所で厚生年金保険被保険者記録があったと聞いたので、当時の給与明細書が無いものの、私の記録もどこかにはあるはずであり調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所（申立期間当時の適用事業所名は、B 事業所）に保管されている人事記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は「B 職として A 事業所に採用された。」と記憶しているものの、同事業所が保管する申立人に係る人事記録には、申立期間について「D 職として勤務」と記載されており、同事業所によると、「D 職の社会保険の加入について、現在は、勤務日数、勤務時間が正規職員の 4 分の 3 以上の場合は加入しているが、申立期間当時、加入していたかどうかは不明である。なお、現在、E 業務として、週 3 日以内の勤務の D 職は複数いるが、社会保険には加入していない。」と回答している上、同事業所では、申立期間当時の賃金台帳等は保存年限を経過しているため保管しておらず、申立人の申立期間当時の保険料控除について確認することができない。

また、昭和 48 年に A 事業所において B 職として採用されたとする元同僚は、申立期間当時、C 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、当該事業所における厚生年金保険被保険者加入状況を見ると、昭和 48 年 12

月から52年3月までの期間に、被保険者資格を取得した者は無い上、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有する者は2人確認できるものの、いずれも既に死亡していることから、当時の状況を確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで大学院に在籍しながら A 事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、大学院に在籍しながら A 事業所に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同事業所が保管する臨時職員労働者名簿により、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 事業所は、「申立人は、B 職として勤務しており、B 職については本人の C 事業所での身分に応じて D 部署と相談の上、E 職の身分の B 職は厚生年金保険に加入させていたと思う。」と回答している。

また、A 事業所が保管する資料により、申立期間前後において、申立人と同様に同事業所に派遣されていた B 職を把握し、聞き取りを行ったところ、複数の従業員は、「B 事業所で E 職の身分で派遣され、D 部署が配慮した場合、派遣先で厚生年金保険に加入しているが、大学院生の場合は対象外だったと思う。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人と同様に大学院に在籍しながら A 事業所に勤務していたとする B 職に係る同事業所の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。